

## 島根県建築基準法施行細則新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">島根県建築基準法施行細則</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">           昭和48年9月7日            島根県規則第75号         </div> <p>第1条～第11条　〔略〕</p> <p style="margin-top: 20px;">（工事監理の報告）</p> <p>第11条の2　法第5条の6第4項の規定により建築士である工事監理者を定めなければ工事をすることができない建築物で確認済証の交付を受けたもの及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物で確認済証の交付を受けたもの（いずれも市町村が建築主である建築物を除く。）の工事監理者は、次の各号に掲げる工事のうち該当する工事に係る工事監理状況報告書・省エネルギー基準工事監理状況報告書（様式第8号の4）を完了検査申請書に添えて、建築主事等又は指定確認検査機関に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5)　〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。）及び島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条～第11条　〔略〕</p> <p style="margin-top: 20px;">（工事監理の報告）</p> <p>第11条の2　法第5条の6第4項の規定により建築士である工事監理者を定めなければ工事をすることができない建築物で確認済証の交付を受けたもの_____</p> <p>_____（_____市町村が建築主である建築物を除く。）の工事監理者は、次の各号に掲げる工事のうち該当する工事に係る工事監理状況報告書_____（様式第8号の4）を完了検査申請書に添えて、建築主事等又は指定確認検査機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 杭の工事</p> <p>(2) 基礎の配筋の工事</p> <p>(3) 各階の壁、柱、床及びはり並びに屋根の配筋の工事</p> <p>(4) 柱脚の工事（構造耐力上主要な柱が鉄骨造である場合に限る。）</p> <p>(5) 柱、はり及び筋かいの接合並びに耐力壁の工事（構造耐力上主要な柱、はり及び筋かい並びに耐力壁が木</p>

(6) 断熱工事（建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物における断熱材の設置・施工に関するものに限る。）

[削る]

第11条の3 [略]

（外壁及び軒裏が防火構造であることを要しない建築物の認定申請）

第11条の4 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

(8) 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定

造又は鉄骨造である場合に限る。）

[新設]

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物で確認済証の交付を受けたものの工事監理者は、省エネ基準工事監理状況報告書（様式第8号の4の2）を完了検査申請書に添えて、建築主事等に提出しなければならない。

第11条の3 [略]

（外壁及び軒裏が防火構造であることを要しない建築物の認定申請）

第11条の4 政令第115条の2第1項第4号ただし書の認定を受けようとする者は、外壁及び軒裏が防火構造であることを要しない建築物認定申請書（様式第8号の5）の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

(2) 配置図（縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）

(3) 土地利用現況図（敷地の周辺（敷地の外周から50メートルの範囲をいう。）の建築物及び工作物の位置、構造及び用途並びに土地の利用状況を明示すること。）

(4) 各階平面図（縮尺、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）

(5) 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）

(6) 2面以上の断面図（縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）

[新設]

[新設]

[新設]

する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

3 〔略〕

第11条の5～第13条 〔略〕

(建築物の許可申請に係る添付図書等)

第14条 〔略〕

(1) 〔略〕

ア 〔略〕

イ 配置図(縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置(道及び通路にあつては位置、延長、幅員並びに敷地に接する部分及びその長さ)を明示すること。)

ウ～オ 〔略〕

カ 敷地面積求積図(面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。)

2 〔略〕

第11条の5・第12条 〔略〕

(道路の指定等の申請等)

第13条 法第42条第1項第4号に規定する道路の指定(変更し、又は廃止する場合を含む。)又は同項第5号に規定する道路の位置の指定(変更し、又は廃止する場合を含む。)を受けようとする者は、道路(位置)指定(変更・廃止)申請書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を道路(位置)指定(変更・廃止)通知書(様式第10号の2)により当該申請者に通知するものとする。

(建築物の許可申請に係る添付図書等)

第14条 省令第10条の4第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 法第43条第2項第2号の規定による許可を申請する場合 次に掲げる図書

ア 付見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)

イ 配置図(縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置(道及び通路にあつては位置、延長及び幅員)を明示すること。)

ウ 各階平面図(縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。)

エ 2面以上の立面図(縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。)

オ 2面以上の断面図(縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)

〔新設〕

キ 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

(2) 〔略〕

ア～ウ 〔略〕

エ 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

オ 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

2～8 〔略〕

（建築物の認定申請に係る添付図書等）

第14条の2 〔略〕

(1) 〔略〕

ア 〔略〕

イ 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置（道及び通路にあつては位置、延長、幅員並びに敷地に接する部分及びその長さ）を明示すること。）

ウ～オ 〔略〕

〔新設〕

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

イ 配置図（縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）

ウ 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）

〔新設〕

〔新設〕

2～8 〔略〕

（建築物の認定申請に係る添付図書等）

第14条の2 法第43条第2項第1号の規定による認定を申請する場合にあつては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 省令第10条の3第1項第1号に規定する道である場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

イ 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置（道及び通路にあつては位置、延長及び幅員\_\_\_\_\_）を明示すること。）

ウ 各階平面図（縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。）

エ 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。）

オ 2面以上の断面図（縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）

<p>カ <u>敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>キ <u>建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>(2) 〔略〕</p>	<p>(2) 〔略〕</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 法第52条第6項第3号の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる図書とする。</p>
<p>(1)～(3) 〔略〕</p>	<p>(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）</p> <p>(2) 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地面積、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）</p> <p>(3) 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）</p>
<p>(4) <u>床面積求積図（面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>(5) 〔略〕</p>	<p>(4) 省令第10条の4の4に規定する建築設備であることを証する図書</p>
<p>3・4 〔略〕</p>	<p>3・4 〔略〕</p>
<p>（災害危険区域内における建築物の認定申請） 第14条の3 〔略〕</p>	<p>（災害危険区域内における建築物の認定申請） 第14条の3 条例第3条ただし書の認定を受けようとする者は、建築認定申請書（様式第12号）の正本1通及び副本3通にそれぞれ第1号から第4号までに掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) 〔略〕</p>	<p>(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）</p> <p>(2) 配置図（縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）</p> <p>(3) 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）</p> <p>(4) 地形図及び断面図（縮尺、崖の高さ、勾配、土質及び擁壁の有無を明示すること。）</p>
<p>(5) <u>床面積求積図（面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>2～4 〔略〕</p>	<p>2～4 〔略〕</p>
<p>（特殊建築物等の敷地又は建築物と道路との関係におけ</p>	<p>（特殊建築物等の敷地又は建築物と道路との関係におけ</p>

る制限の特例に係る認定申請)

第14条の4 〔略〕

(1) 〔略〕

ア 〔略〕

イ 配置図(縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地に接する道路(位置、種類、延長及び幅員並びに敷地の道路に接する部分及びその長さを含む。)並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置(道及び通路にあつては位置、延長及び幅員)を明示すること。)

ウ・エ 〔略〕

オ 敷地面積求積図(面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。)

カ 建築面積及び床面積求積図(各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。)

(2) 〔略〕

ア 〔略〕

イ 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置、種類、延長及び幅員並びに敷地の道路に接する部分及びその長さを明示すること。)

ウ 〔略〕

エ 敷地面積求積図(面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。)

る制限の特例に係る認定申請)

第14条の4 条例第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書、条例第8条第4号又は条例第9条第1項ただし書の認定を受けようとする者は、建築物認定申請書(様式第12号の3)の正本1通及び副本3通に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 条例第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は条例第8条第4号の認定を申請する場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)

イ 配置図(縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ\_\_\_\_\_並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置(道及び通路にあつては位置、延長及び幅員)を明示すること。)

ウ 各階平面図(縮尺、方位、間取及び各室の用途を明示すること。)

エ 2面以上の立面図(縮尺、軒及びひさしの出並びに軒及び建築物の高さを明示すること。)  
〔新設〕

〔新設〕

(2) 条例第9条第1項ただし書の認定を申請する場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)

イ 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置\_\_\_\_\_及び幅員\_\_\_\_\_を明示すること。)

ウ 各階平面図(縮尺、間取及び各室の用途を明示すること。)

〔新設〕

<p>オ <u>建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>2～4 〔略〕</p>	<p>2～4 〔略〕</p>
<p>第15条 〔略〕</p>	<p>第15条 〔略〕</p>
<p>（第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内における高さの限度を超える建築物の認定申請に係る添付図書）</p>	<p>（第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内における高さの限度を超える建築物の認定申請に係る添付図書）</p>
<p>第15条の2 〔略〕</p>	<p>第15条の2 法第55条第2項の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる図書とする。</p>
<p>(1)～(6) 〔略〕</p>	<p>(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）  (2) 配置図（縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）  (3) 各階平面図（縮尺、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）  (4) 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）  (5) 2面以上の断面図（縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）  (6) 日影図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、水平面上の測定線、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状及び建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線を明示すること。）</p>
<p>(7) <u>敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>(8) <u>建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>2 <u>知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。</u></p>	<p>〔新設〕</p>

<p>(計画道路が前面道路とみなされる建築物の認定申請に係る添付図書)</p>	<p>(計画道路が前面道路とみなされる建築物の認定申請に係る添付図書)</p>
<p>第16条 [略]</p>	<p>第16条 政令第131条の2第2項の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる図書及び都市計画事業施行者の意見書とする。</p>
<p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)</p> <p>(2) 配置図(縮図、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地の接する道路又は計画道路の位置及び幅員を明示すること。)</p> <p>(3) 各階平面図(縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)</p> <p>(4) 2面以上の立面図(縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)</p> <p>(5) 2面以上の断面図(縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)</p>
<p><u>(6) 敷地面積求積図(面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。)</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(7) 建築面積及び床面積求積図(各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。)</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>第17条～第18条 [略]</p>	<p>(前面道路の高さの特例)</p> <p>第17条 建築物の敷地の地盤面が前面道路より3メートル以上高い場合において、土地の状況等により建築に支障がないと知事が認めるときは、政令第135条の2第1項の規定にかかわらず、当該前面道路は、当該地盤面より2メートル低い位置にあるものとみなす。</p> <p>2 前項の規定により知事の認定を受けようとする者は、建築物認定申請書(様式第13号)の正本1通及び副本3通に前条各号に定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>
<p>(制限緩和に係る不適合既存建築物の増築等の届)</p>	<p>(制限緩和に係る不適合既存建築物の増築等の届)</p>
<p>第19条 法第86条の7の規定により既存建築物に対する制</p>	<p>第19条 法第86条の7の規定により既存建築物に対する制</p>

限の緩和を受けることとなる建築物に係る同条の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（政令第137条の7及び政令第137条の12第8項に規定する範囲内のものに限る。）をする建築主は、不適合既存建築物届（様式第15号）の正本1通及び副本1通に、次に掲げる図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

（大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請に係る添付図書）

第19条の2 政令第137条の12第6項又は第7項の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2

第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書とする。

(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

(2) 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地に接する道路（位置、種類、延長及び幅員並びに敷地の道路に接する部分及びその長さを含む。）並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置（道及び通路にあっては位置、延長及び幅員）を明示すること。）

(3) 各階平面図（縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。）

(4) 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。）

(5) 2面以上の断面図（縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）

(6) 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

(7) 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

（移転の認定申請に係る添付図書）

第19条の3 〔略〕

限の緩和を受けることとなる建築物に係る同条の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（政令第137条の7及び政令第137条の12第4項に規定する範囲内のものに限る。）をする建築主は、不適合既存建築物届（様式第15号）の正本1通及び副本1通に、次に掲げる図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

〔新設〕

（移転の認定申請に係る添付図書）

第19条の2 政令第137条の16第2号の規定による認定を申

<p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）</u></p> <p>(7) <u>建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）</u></p>	<p>請する場合にあつては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書とする。</p> <p>(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）</p> <p>(2) 配置図（縮図、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地の接する道路又は計画道路の位置及び幅員を明示すること。）</p> <p>(3) 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）</p> <p>(4) 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）</p> <p>(5) 2面以上の断面図（縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔略〕</p>
<p><u>第19条の4～第19条の6</u> 〔略〕</p>	<p><u>第19条の3～第19条の5</u> 〔略〕</p>
<p>第20条・第21条 〔略〕</p>	<p>第20条・第21条 〔略〕</p>
<p>附 則 〔略〕</p>	<p>附 則 〔略〕</p>
<p>様式第1号～様式第8号の3 〔略〕</p>	<p>様式第1号～様式第8号の3 〔略〕</p>
<p>様式第8号の4（第11条の2関係） 〔別紙〕</p>	<p>様式第8号の4（第11条の2関係） 〔別紙〕</p>
<p>〔削る〕</p>	<p><u>様式第8号の4の2（第11条の2関係）</u></p>
<p>様式第8号の5（第11条の4関係） 〔別紙〕</p>	<p>様式第8号の5（第11条の4関係） 〔別紙〕</p>
<p>様式第8号の6・様式第9号 〔略〕</p>	<p>様式第8号の6・様式第9号 〔略〕</p>
<p>様式第10号（第13条関係） 〔別紙〕</p>	<p>様式第10号（第13条関係） 〔別紙〕</p>
<p>様式第10号の2（第13条関係） 〔別紙〕</p>	<p>様式第10号の2（第13条関係） 〔別紙〕</p>
<p>様式第11号 〔略〕</p>	<p>様式第11号 〔略〕</p>

様式第12号（第14条の3関係）〔別紙〕

様式第12号の2 〔略〕

様式第12号の3（第14条の4関係）〔別紙〕

様式第12号の4 〔略〕

様式第13号（第17条関係）〔別紙〕

様式第13号の2～様式第13号の6 〔略〕

様式第14号・様式第14号の2 〔略〕

様式第15号（第19条関係）〔別紙〕

様式第16号 〔略〕

様式第12号（第14条の3関係）〔別紙〕

様式第12号の2 〔略〕

様式第12号の3（第14条の4関係）〔別紙〕

様式第12号の4 〔略〕

様式第13号（第17条関係）〔別紙〕

様式第13号の2～様式第13号の6 〔略〕

様式第14号・様式第14号の2 〔略〕

様式第15号（第19条関係）〔別紙〕

様式第16号 〔略〕

(改正後)

様式第8号の4 (第11条の2関係)

<u>工事監理状況報告書・ 省エネ基準工事監理状況報告書</u>	
年 月 日	
[略]	
次のとおり工事監理状況を報告します。 <u>この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</u>	
1 建築主の住所及び氏名	
2 建築物の名称及び所在地	
3 工事施工者の住所及び氏名	
4 建築物の用途及び構造	
5 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
6 <u>省エネ適合判定 年月日及び番号</u>	<u>年 月 日 第 号</u>
7 工事完了 年月日	年 月 日
8 委託を受けた 工事監理の期間	
9 第11条の2各号に掲げる 工事の工事監理の状況	別紙 1 のとおり
10 <u>省エネ基準工事の 工事監理の状況</u>	<u>別紙 2 のとおり</u>
[略]	

注 1・2 [略]

- 3 欄内に記入しきれないときは、別紙 (任意の様式) に記入して添付すること。
- 4 工事監理を委託せずに建築主自ら行う場合は、8欄は、工事監理を行った期間を記入すること。
- 5 10欄は、評価した方法の別紙2を添付 (仕様・計算併用法の場合は、仕様基準及び標準計算の両方を添付) すること (建築主事又は建築副主事に提出する場合に限る。)

別紙1

[略]
-----

注 工事監理者が写真に写るように撮影すること。

## 別紙 2

<u>省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）</u>				
報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）				
項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
外皮	<u>断熱材の仕様、設置状況</u>		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	<u>適・不適</u>
	<u>構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲 （鉄筋コンクリート造の場合）</u>		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	<u>適・不適</u>
	<u>窓の仕様、設置状況（付属部材やひ さしの設置状況を含む。）</u>		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	<u>適・不適</u>
暖房設備	<u>暖房方式</u>		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	<u>適・不適</u>
	<u>暖房設備の仕様、設置状況</u>		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	<u>適・不適</u>
冷房設備	<u>冷房方式</u>		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	<u>適・不適</u>
	<u>冷房設備の仕様、設置状況</u>		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	<u>適・不適</u>
換気設備	<u>換気設備の仕様、設置状況</u>		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	<u>適・不適</u>
照明設備	<u>非居室の照明設備の仕様、設置状況</u>		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	<u>適・不適</u>
給湯設備	<u>給湯設備の仕様、設置状況</u>		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	<u>適・不適</u>
<p>注 1 <u>本様式は、「住宅仕様基準（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。</u></p> <p>2 <u>計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。</u></p> <p>3 <u>「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。</u></p> <p>4 <u>「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。</u></p> <p>A：目視による立会確認 B：計測等による立会確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認</p>				

## 別紙 2

省エネ基準工事監理報告書（標準計算）				
報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）				
項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
基本情報	建て方、居室の構成等		<u>A・B・C</u> ・ ・ ＝	適・不適
	床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計、吹抜け等）		<u>A・B・C</u> ・ ・ ＝	適・不適
外皮	熱的境界となる部位、面積		<u>A・B・C</u> ・ ・ ＝	適・不適
	熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様、熱貫流率		<u>A・B・C</u> ・ ・ ＝	適・不適
	窓の仕様、設置状況（付属部材やひさしの設置状況を含む。）		<u>A・B・C</u> ・ ・ ＝	適・不適
	構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		<u>A・B・C</u> ・ ・ ＝	適・不適
	基礎断熱部の基礎の形状、範囲等		<u>A・B・C</u> ・ ・ ＝	適・不適
暖房設備	暖房方式、暖房設備機器の種類		<u>A・B・C</u> ・ ・ ＝	適・不適
	暖房設備機器の仕様、性能		<u>A・B・C</u> ・ ・ ＝	適・不適
	暖房設備等の設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・ ＝	適・不適
冷房設備	冷房方式、冷房設備機器の種類		<u>A・B・C</u> ・ ・ ＝	適・不適
	冷房設備機器の仕様、性能		<u>A・B・C</u> ・ ・ ＝	適・不適
	冷房設備等の設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・ ＝	適・不適
換気設備	換気方式、換気設備の仕様、性能		<u>A・B・C</u> ・ ・ ＝	適・不適
	換気設備等の設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・ ＝	適・不適
照明設備	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類、制御等の設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・ ＝	適・不適

給湯設備	給湯設備の有無、熱源機の種類		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	適・不適
	給湯設備機器の仕様、性能		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	適・不適
	ふろ機能、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	適・不適
太陽光発電設備	パワーコンディショナの低下負荷効率		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	適・不適
	太陽電池アレイの種類、容量		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	適・不適
	パネルの設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	適・不適
太陽熱利用設備	太陽熱利用設備の種類		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	適・不適
	液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	適・不適
	液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	適・不適
	空気集熱式太陽熱利用設備の仕様、性能		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	適・不適
	空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	適・不適
コージェネレーション設備	コージェネレーション機器の品番、種類		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	適・不適
	逆潮流の有無		<u>A・B・C</u> ・ ・ ・	適・不適

注 1 本様式は、「標準計算法（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。

2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。

3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。

4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

A：目視による立会確認

B：計測等による立会確認

C：施工計画書等・試験成績書等による確認

## 別紙 2

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法（小規模版））				
報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）				
項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
外皮	外皮、屋根の断熱仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	窓の仕様、設置状況（ブラインド、ひさしの有無を含む。）		A・B・C . .	適・不適
空気調和設備	熱源機器の種類、台数、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況		A・B・C . .	適・不適
	予熱時外気取入停止制御の設置状況		A・B・C . .	適・不適
換気設備	建物用途に応じた室の換気設備の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	逆風量制御の設置状況		A・B・C . .	適・不適
照明設備	建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	省エネ制御等の設置状況		A・B・C . .	適・不適
給湯設備	建物用途に応じた使用用途の熱源機器の種類、仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	節湯器具の種類、設置状況		A・B・C . .	適・不適
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
<p>注 1 本様式は、「モデル建物法（小規模版）（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。</p> <p>2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。</p> <p>3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。</p> <p>4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。</p> <p>A：目視による立会確認 B：計測等による立会確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認</p>				

## 別紙2

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）				
報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）				
項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認 結果
外皮	断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、ひさしの設置状況を含む。）		A・B・C ・ ・	適・不適
空気調和 設備	熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	予熱時外気取入停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	二次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
換気設備	換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	逆風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
照明設備	建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	各種制御の設置状況 【在室検知制御・明るさ制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
給湯設備	建物用途に応じた使用用途の熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C . . .	適・不適
コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様、設置状況		A・B・C . . .	適・不適
<p>注 1 <u>本様式は、「モデル建物法（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。</u></p> <p>2 <u>計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。</u></p> <p>3 <u>「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。</u></p> <p>4 <u>「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。</u></p> <p>A：目視による立会確認  B：計測等による立会確認  C：施工計画書等・試験成績書等による確認</p>				

省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）				
報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）				
項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
外皮	外壁等を構成している建材、塗料等の仕様、設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、ひさしの設置状況を含む。）		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
空気調和 設備	熱源機器の仕様、設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	冷暖同時供給の有無		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	熱源機器に係る台数制御の設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	蓄熱システムの仕様、設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	二次ポンプの仕様（流量制御方式を含む。）、設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	二次ポンプの変流量制御の設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	二次ポンプに係る台数制御の設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	空調機の仕様、設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	空調機ファンの変風量制御の設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	予熱時外気取入停止制御の設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	外気冷房制御の有無		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	全熱交換器の仕様、設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	全熱交換器の自動切換機能の設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
換気設備	換気設備（換気代替空調機を含む。）の仕様、設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む。）の設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適

照明設備	照明器具の消費電力、台数及び取付状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	各種制御の設置状況 【在室検知制御・明るさ検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御】		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
給湯設備	熱源機器の仕様、設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	給湯配管の保温の仕様、設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	節湯器具の仕様、設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	太陽熱利用設備の仕様、設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
	パワーコンディショナの仕様、設置状況		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様、排熱利用先		<u>A・B・C</u> ・ ・	適・不適
<p>注 1 <u>本様式は、「標準入力法（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。</u></p> <p>2 <u>計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。</u></p> <p>3 <u>「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。</u></p> <p>4 <u>「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。</u></p> <p><u>A：目視による立会確認</u></p> <p><u>B：計測等による立会確認</u></p> <p><u>C：施工計画書等・試験成績書等による確認</u></p>				

(改正前)

様式第8号の4 (第11条の2関係)

工事監理状況報告書		年 月 日
[略]		
次のとおり工事監理状況を報告します。 [新設]		
1	建築主の住所氏名	
2	建築物の名称及び所在地	
3	工事施工者の住所氏名	
4	建築物の用途及び構造	
5	確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
[新設]		
6	工事完了予定年月日	年 月 日
7	委託を受けた工事監理の期間	
8	第11条の2各号に掲げる工事の工事監理の状況	別紙 号 のとおり
[新設]		
[略]		

注 1・2 [略]

3 欄内に記入しきれないときは、別紙 号 に記入して添付すること。

4 工事監理を委託せずに建築主自ら行う場合は、7欄は、工事監理の予定 期間を記入すること。

[新設]

別紙 号

[略]
-----

[新設]

[新設]

(改正後)

[削る]

(改正前)

様式第8号の4の2 (第11条の2関係)

省エネ基準工事監理状況報告書		年 月 日	
建築主事又は建築副主事 様		工事監理者 住所 氏名 ( )建築士 ( )登録第 号 ( )建築士事務所( )登録第 号 電話( ) -	
次のとおり工事監理状況を報告します。			
1	建築主の住所氏名		
2	建築物の名称及び所在地		
3	工事施工者の住所氏名		
4	建築物の用途及び構造	用途 構造	造
5	確認年月日及び番号	年 月 日	第 号
6	省エネ適合判定 年月日及び番号	年 月 日	第 号
7	非住宅部分の エネルギー消費性能	<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準	
		<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準	
8	委託を受けた 工事監理の期間		
9	工事監理の状況	別紙のとおり	
※ 受付 欄		※ 決裁 欄	※ 処理 欄

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 工事監理者が2人以上のときは、報告者は代表となる工事監理者とする。
- 3 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付すること。
- 4 基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）のことをいう。
- 5 7欄は、該当するチェックボックスに、「✓」を記入すること。
- 6 工事監理を委託せずに建築主自ら行う場合は、8欄は、工事監理の予定期間を記入すること。
- 7 9欄の別紙は、任意の様式にて提出すること。

(改正後)

様式第8号の5 (第11条の4関係)

外壁及び軒裏が防火構造であることを 要しない建築物認定申請書				
[略]				
1～5 [略]				
	申請部分	申請以外の 部 分	合 計	※ 9 敷地面積と の 割 合
6 敷 地 面 積	[略]			[略]
7 建 築 面 積				
8 延 べ 面 積				
10～13 [略]				
※ 受付欄	[略]			※ 認定欄

[略]

(改正前)

様式第8号の5 (第11条の4関係)

外壁及び軒裏が防火構造であることを 要しない建築物認定申請書				
[略]				
1～5 [略]				
	申請部分	申請以外の 部 分	合 計	※ 9 敷地面積と の 割 合
6 敷 地 面 積	[略]			[略]
7 建 築 面 積				
8 延 べ 面 積				
10～13 [略]				
※ 受付欄	[略]			※ 認定欄

注 ※印欄は、記入しないこと。

(改正後)

様式第10号 (第13条関係)

(表)

道路(位置)指定(変更・廃止)申請書				
[略]				
1 [略]				
2 道路 の 位置	ア 用途地域	地域	ウ その他の区域 ・地域・地区	
	イ 防火地域	地域	エ 根拠法令	_____
	オ [略]			
3・4 [略]				
※ 受付 欄				※ 備考
※ 指 定 番 号	[略]	※ 指 定 年 月 日	[略]	

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 2欄エには、建築基準法第42条第1項第4号に規定する法律名を記載すること。

(裏) [略]

(改正前)

様式第10号 (第13条関係)

(表)

道路(位置)指定(変更・廃止)申請書				
[略]				
1 [略]				
2 道路 の 位置	ア 用途地域	地域	ウ その他の区域 ・地域・地区	
	イ 防火地域	地域	エ 都市計画関係	有・無
	オ [略]			
3・4 [略]				
※ 受付 欄				※ 備考
※ 指定番号	[略]	※ 指定年月日	[略]	

注 一 ※印欄は、記入しないこと。  
[新設]

(裏) [略]

(改正後)

様式第10号の2 (第13条関係)

道路 (位置) 指定 (変更・廃止) 通知書							
〔略〕							
下記の申請道路について、建築基準法第42条第1項第4号又は第5号の規定により指定 (変更・廃止) したので通知します。							
1 〔略〕							
電話 ( ) -							
道路の位置	2	ア 用途地域	地域	ウ その他の区域・地域・地区			
		イ 防火地域	地域	エ 根拠法令	_____		
		オ 〔略〕					
3・4 〔略〕							
※ 備 考							
※ 指定番号		〔略〕		※ 指定年月日		〔略〕	

注 1 〔略〕

2 2欄エには、建築基準法第42条第1項第4号に規定する法律名を記載すること。

(改正前)

様式第10号の2 (第13条関係)

道路 (位置) 指定 (変更・廃止) 通知書							
〔略〕							
この申請の道路は、指定 (変更・廃止) したから通知します。							
1 〔略〕							
電話 ( ) -							
道路の位置	2	ア 用途地域	地域	ウ その他の区域・地域・地区			
		イ 防火地域	地域	エ 都市計画関係	有・無		
		オ 〔略〕					
3・4 〔略〕							
※ 備 考							
※ 指定番号		〔略〕		※ 指定年月日		〔略〕	

注 〃 ※印欄は、記入しないこと。

〔新設〕

(改正後)

様式第12号 (第14条の3関係)

[略]				建 築 認 定 申 請 書			
1～3				[略]			
4 工事 <u>施工</u> 者住所氏名				[略]			
5～8				[略]			
※ 受 付 欄		[略]		※ 認 定 欄		[略]	

[略]

(改正前)

様式第12号 (第14条の3関係)

[略]				建 築 認 定 申 請 書			
1～3				[略]			
4 工事 <u>施行</u> 者住所氏名				[略]			
5～8				[略]			
※ 受 付 欄		[略]		※ 認 定 欄		[略]	

[略]

(改正後)

様式第 12 号の 3 (第 14 条の 4 関係)

建築物認定申請書					
〔略〕					
1～6 〔略〕					
	申請部分	申請以外の部分	合計	※ 9 敷地面積 との割合	
7 建築面積	〔略〕			〔略〕	
8 延べ面積	〔略〕				
10～14 〔略〕					
※ 受付欄	〔略〕			※ 認定欄	〔略〕

注 1 〔略〕

2 13欄ウは、条例別表第2第1号に掲げる建築物に該当する場合に記入すること。

(改正前)

様式第 12 号の 3 (第 14 条の 4 関係)

建築物認定申請書					
[略]					
1～6 [略]					
	申請部分	申請以外の部分	合計	※ 9 敷地面積 との割合	
7 建築面積	[略]			[略]	
8 延べ面積	[略]			[略]	
10～12 [略]					
13 道等 路の ・ 空 状 地 況	ア [略]				
	イ [略]	ウ 敷地の周長	m		
	エ [略]				
14 [略]					
※ 受 付 欄	[略]			※ 認 定 欄	[略]

注 一 ※印欄は、記入しないこと。

[新設]

(改正後)

様式第 13 号 (第 17 条関係)

建 築 物 認 定 申 請 書					
[略]					
1～6 [略]					
	申 請 部 分	申請以外の部分	合 計	※ 9 敷地面積と の 割 合	
7 建 築 面 積	[略]			[略]	
8 延 べ 面 積	[略]			[略]	
10～14 [略]					
※ 受 付 欄	[略]			※ 認 定 欄	[略]

[略]

(改正前)

様式第 13 号 (第 17 条関係)

建 築 物 認 定 申 請 書					
[略]					
1～6 [略]					
	申 請 部 分	申請以外の部分	合 計	※ 9 敷地面積と の 割 合	
7 建 築 面 積	[略]			[略]	
8 延 べ 面 積	[略]			[略]	
10～14 [略]					
※ 受 付 欄	[略]			※ 認 定 欄	[略]

[略]

(改正後)

様式第15号 (第19条関係)

不適合既存建築物届		
[略]		
1・2 [略]		
3 [略]	※ 4 その他の区域 ・地域・地区	
5 [略]		
6～8 [略]	※9 敷地面積との比	
	[略]	
10～14 [略]		

[略]

(改正前)

様式第15号 (第19条関係)

不適合既存建築物届		
[略]		
1・2 [略]		
3 [略]	※ 4 その他の区域 ・地域・地区	
5 [略]		
6～8 [略]	※9 敷地面積との比	
	[略]	
10～14 [略]		

[略]